

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情4第20号	受理年月日	令和4年6月7日
件 名	緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出を求める陳情		

【陳情の趣旨】

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足を解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また今後30年以内に70%の確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。東日本大震災の際には、道路をふさぐ震災がれきの撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが発生し、また被災地方自治体の機能停止も問題となった。

わが国は、これまで緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。しかし従来の法体系では限界があることが判明した。感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になりえる。従って、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国民的な喫緊の課題である。

さらに、令和4年2月24日ロシアのウクライナ侵略は、世界の現実を日本に突きつけた。国連は、常任理事国ロシアによる数々の国際法違反と蛮行に無力だった。一方、わが国周辺では、北方領土を不法占拠するロシアが北方四島及び日本近海で軍事演習を重ねている。北朝鮮は拉致問題の解決を拒み、核・ミサイル開発を着々と進めており、今年に入り16回（防衛省発表）も弾道ミサイルを日本海へ向け発射している。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における憲法のあり方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上の理由により、地方自治法第99条の規定により意見書を提出して下さるようお願い致します。

【陳情事項】

緊急事態に関する国会審議を求める意見書を提出して下さるようお願い致します。

